

教育施設マネジメントの適正化に向けた基本方針

1 「教育施設マネジメントの適正化」検討の背景

(1) 本市の公共施設を取り巻く現状

本市では、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来など、社会構造が大きく変化しており、今後、市税をはじめとする税収入が減少するとともに、子育て支援や高齢者福祉などの社会保障関係経費が増大していくことが想定されています。

また、本市は14市町村が合併して誕生した広域都市であり、公共施設が広く市域に分散していることから、公共施設の数が中核市の平均に照らしても多くなっていることに加えて、それらの施設のその多くで老朽化が進行しています。

このため、今後、公共施設等の維持管理や大量更新（建替え）等に、現在よりも多額の経費が必要となることが見込まれる一方で、その財源確保に困難をきたすことが想定されています。

このことは、このままでは、将来的に、現在の市民サービスの水準を確保することが難しくなるなど、市民生活に大きな悪影響を与えることを意味しています。

(2) いわき市公共施設等総合管理計画の策定

前項を踏まえ、本市では、多分野にわたる公共施設等を総合的に捉え、財政負担の軽減・平準化を図りながら、公共施設等の質・量を最適化していくため、公共施設等のマネジメントの基本方針として、平成29年2月に「いわき市公共施設等総合管理計画（以下、「市総合管理計画」という。）」を策定しました。

そして、具体的な施設分類ごとの今後のあり方や、施設の適正配置及び維持管理については、市総合管理計画に基づき、各公共施設等を所管する部署が検討を行い、具体的な施設管理計画（以下、「個別管理計画」という。）を策定することとされました。

○ 市総合管理計画における取組みの方向性（市総合管理計画から抜粋）

① 公共施設等の総量の適正化

- ・ 人口動向に応じ、公共施設（建築物）全体の総量を縮減。
 - ・ 新規整備の抑制や余剰施設の除却※1のほか、施設の複合化※2や集約化※3等により施設総量の最適化を目指す。
- ただし、必ずしも一律の縮減ではなく、用途変更など様々な工夫により機能の確保を重視。

※1 除却：施設を解体・撤去すること。

※2 複合化：既存の異なる種類の公共施設を統合すること。

※3 集約化：既存の同種の公共施設を一体の施設とすること。

② 民間活力の活用

- ・ 指定管理者制度※4をはじめ、P F I ※5 など多様な P P P ※6 手法などにより民間の活力やノウハウを活用した管理運営への移行、導入を積極的に検討、推進。
- ・ 市直営の施設整備だけでなく、周辺民間施設の活用での機能充足の可能性を検討、施設総量の抑制と管理運営費の抑制の双方の効果の実現を目指す。

※4 指定管理者制度：公の施設について、住民サービス向上や経費節減を目的に、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者含む）に管理を行わせようとする制度。

※5 P F I：Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設から維持管理、運営を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行うことで、効率化やサービス向上を図る手法。

※6 P P P：Public Private Partnership の略で、官民の連携全般を意味します。公共サービスに民間が参画する手法を幅広く捉えた概念です。P F I も P P P の一手法に位置付けられます。

③ 適切な維持管理と長寿命化等

- ・ 問題が起こってからの対応ではなく、日常の維持管理や定期的な点検・診断を適切に行うなど、予防保全型の維持修繕の徹底を図り、長寿命化の推進に努める。
- ・ ライフサイクルコスト※7の観点を取り入れた維持管理コスト縮減のほか、施設更新には優先順位を精査し、長期にわたり施設を維持するとともに、財政負担の軽減と平準化を目指す。

※7 ライフサイクルコスト：建物が建設から解体されるまでの間に必要となる費用の合計のことで、建設費、修繕費、光熱水費、建物管理委託費などで構成されます。L C Cとも略称されます。

④ 施設の利用環境・運営の改善

- ・ 施設の稼働率を高め運営収入を増やすため、利用しやすい施設の環境づくり等とともに、受益者負担の適正化も含めた運営財源の確保・拡大、対象とするエリアの見直しなどに取り組む。

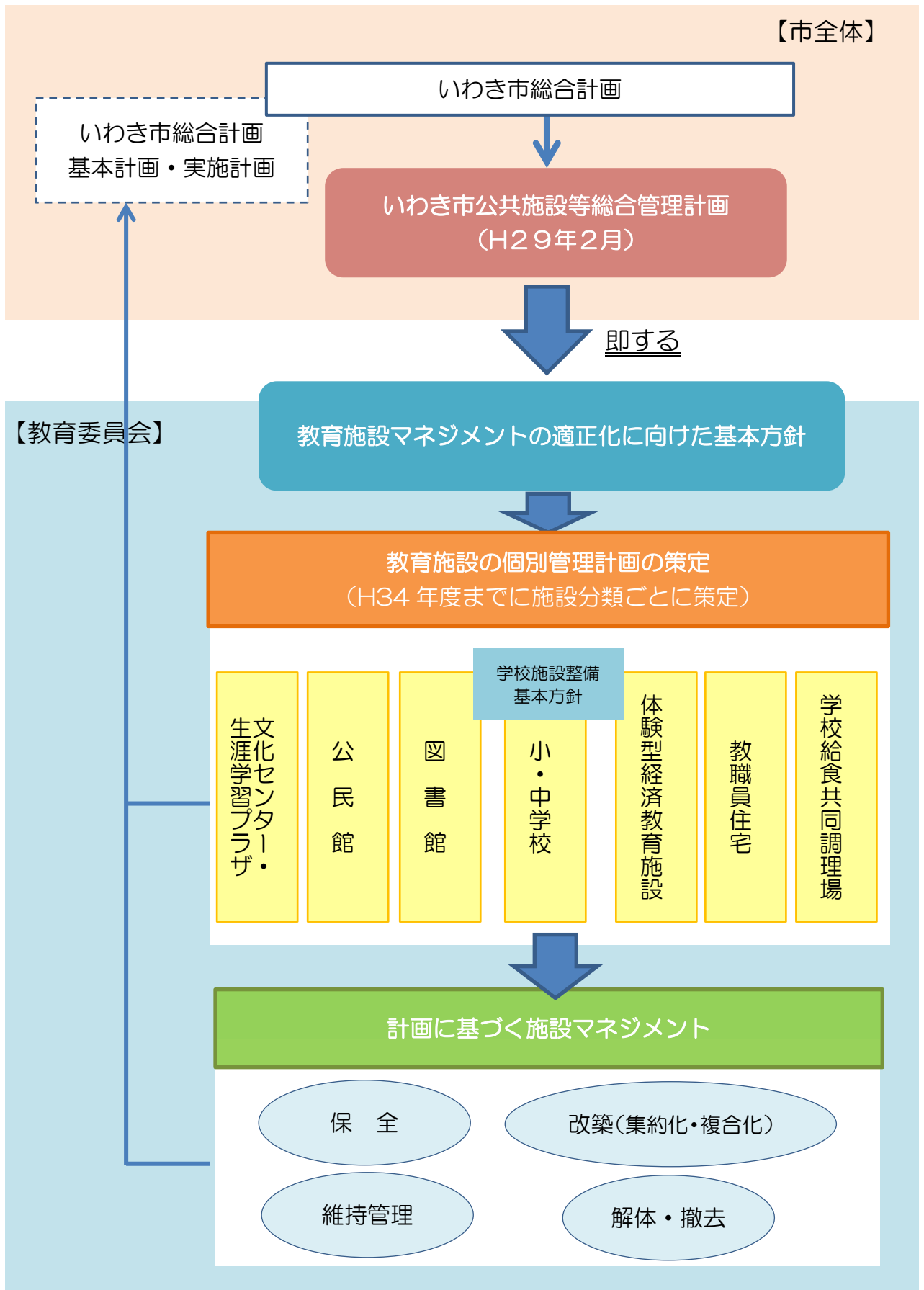
(3) 教育施設の適正化に向けた一体的な取組みの必要性

教育委員会においても、前述(2)の市総合管理計画に基づき、公民館や小・中学校、学校給食共同調理場等の教育施設についての個別管理計画を策定する必要があります。

これらの教育施設は、延床面積ベースで、市全体の公共建築物のおよそ 35%を占めており、教育施設のマネジメントの適正化の成果が、本市全体の公共施設の適正化に大きく影響することとなります。

このため、教育施設のマネジメントの適正化に向け、市長部局との連携のもと、施設分類ごと、組織ごとの縦割りではなく、教育委員会全体で、一体的に取り組むを進めるため、「教育施設マネジメントの適正化に向けた基本方針」を策定するものです。

(4) 教育施設マネジメントの適正化に向けた基本方針の位置付け



2 教育施設マネジメントの適正化に向けた基本方針

「国家百年の計は、教育にあり」と言われます。今後のまちづくりを展望した時、時代の変化に対応しつつ、未知の領域に挑戦し、次の世代をリードする「人財」をいかに育てるかが最も重要であり、その意味で、「教育」施設は、まちづくりの基盤となる「礎（いしずえ）」であると言えます。

激動する時代にあつて、小中学校は、本市の未来を担う子どもたちの「生きる力」を育み、多くの時間を過ごす場所であり、公民館や図書館は、子どもから大人まで、多くの市民が集う社会教育の拠点であり、まちづくりの拠点です。

そして、同時にこれらの施設は、その性質上、広く市域に分散して配置されており、災害時には各地域の防災拠点としての機能も果たしています。

このことから、様々な制約がある中でも、教育施設が、将来にわたって安全で、適正な市民サービスを提供することができる施設であり続けることができるよう、次に掲げる4つの方針に基づき、取組みを進めてまいります。

教育施設とは・・・

この方針では、「教育委員会が所管する施設」とします。

具体的には、公民館（文化センター、生涯学習プラザを含む）、図書館、小中学校、体験型経済教育施設、学校給食共同調理場、教職員住宅（寄宿舍を含む）です。

(1) 見える化する

市民の皆様と共に、本市の公共施設等のあるべき姿を様々な観点から検討するためには、本市の公共施設等の現状と課題について、数値化などにより分かりやすく示し、共有することが大前提となります。

そのため、平成28年3月に公表した「いわき市における公共施設等の現状と課題に関する報告書」をベースに、常に最新の施設情報を一元的に集約し、それらを横断的に分析した内容について、教育委員会はもとより、市民の皆様と共有するための「見える化」を進めます。

【取組みの方向性のイメージ※】

- 施設情報の一元化（毎年更新）
- 市民への情報提供（毎年／随時） 例：教育ガイドブックの活用

**※ 各方針の内容が分かり易いよう、現時点でイメージする取組例を掲載するもの。
具体的な実施施策は、今後検討する（以下、他の3方針も同様）**

(2) 総合的に捉え、全体として考える（エリアマネジメント※8）

今後、厳しさを増す財政状況の中にあつて、身の丈にあつた、将来にわたつて持続可能な教育施設を維持していくには、従来の枠組みに囚われず、施設分類や組織を横断的に検討するなど、市全体でのメリット実現を目指す必要があります。

特に、ある施設の将来のあり方を検討するには、その施設単独ではなく、施設が存在する地域を俯瞰的に捉え、その地域全体の価値を維持・向上させることができるよう「エリアマネジメント」の観点で、あるべき姿を検討します。

【取組みの方向性のイメージ】

- 組織横断的な検討 例：事務局内プロジェクトチーム、庁内連携
- 地域別の検討（エリアマネジメント）

※8 エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民、事業主、地権者等による主体的な取組（国土交通省「エリアマネジメント推進マニュアル」）。この方針では、主に行政における地域を面的に捉えた「地域経営」の側面を強調しています。

(3) 将来を見据え、最適化を進める

今後、社会経済情勢が大きく変化し、人口減少と少子高齢化が急速に進行することから、市全体の収入が少なくなる一方、社会保障関連経費が増えていくとともに、行政に対する市民ニーズも変化していくことが予想されます。

このような中にあつても、市民ニーズへの対応のあり方が最適となるよう取組みを進めるには、将来を見据えた「あるべき姿」の検討を行う必要があります。

このため、今後の社会経済情勢や市民ニーズの動向などに配慮しながら、教育施設において提供する行政サービスと、その提供場所である施設のあり方を見直し、「将来を見据えた最適化」を進めます。

【取組みの方向性のイメージ】

- 社会経済情勢の動向予測 例：人口推計
- サービスの最適化 例：アンケート（市民満足度、市民ニーズの動向）
先端技術（A I、I o T）の活用
- 公共施設の最適化 例：施設総量の縮減【市全体目標 2030 まで▲10%】
（新規整備抑制、解体・撤去、複合化、集約化）

(4) 施設の現状を最適化する

将来を見据えた施設の更新や適正配置には、慎重な検討と多くの費用が必要となることから、年次計画を立て対応する必要があり、その全ての実現には一定程度の期間を要する一方で、教育施設の中には、老朽化が進行し、利用者の安全性や、施設が本来果たすべき機能の低下が顕在化している施設もあるのが現状です。

また、現在の教育施設の維持管理手法のあり方についても検証を行い、より経済的・効果的な手法を検討する必要があります。

このことから、施設の保全や維持管理のあり方を改善し、「施設の現状の最適化」を進めます。

【取組みの方向性のイメージ】

- 計画的な保全手法の構築
- 客観的データに基づく施設修繕の優先順位決定
- 維持管理手法の見直し 例：契約の見直し、PPP、受益者負担の見直し

3 基本目標

基本方針に掲げる考え方に基づき、次の4つの最適化を柱に、教育施設のマネジメントのあり方全体の最適化を目指します。

(1) 市民ニーズへの対応の最適化

教育施設において提供する各種取組みについて、将来的な教育に対する市民ニーズの変化に対応できるよう見直し、市民満足度の充実に図ります。

(2) 施設総量の最適化

将来の人口動向に応じ、教育施設の適正量を見極め、新規整備の抑制や余剰施設の解体・撤去のほか、複合化や集約化等により施設総量を最適化します。

(3) 施設機能の最適化

対症療法的な事後保全から脱却し、計画的な保全手法を確立し、施設の安全性の確保を最優先に、施設本来の機能の確保を進めます。

(4) 維持管理の最適化

最少の経費で、最大の効果をあげるため、施設の維持管理手法について不断の見直しを図り、経費の圧縮や施設の有効活用を進めます。

4 取組みの基本的姿勢

基本方針のもと、基本目標の達成に向け、教育委員会事務局職員の全員が、常に次の2つの基本的姿勢を念頭に置きながら、取組みを進めていきます。

(1) 共有する

- 庁内で共有する
教育委員会内はもとより、庁内全体で共有を図っていきます。
- 市民と共有する
施設を利用するのは市民の皆様。常に最新の情報の提供に努めます。
(市以和貴まちづくり基本条例 基本原則 第3条第1号)

(2) 協働する

- 庁内で協働する
共有し、総合的に捉え、施設・地域を対象に検討した内容に基づき、協力して取り組みます。
- 市民との共創を進める
市と市民は、連携してまちづくりを推進します。
(市以和貴まちづくり基本条例 基本原則 第3条第3号)

5 進行管理等

(1) 進行管理

教育委員会事務局内の組織横断的な検討組織（プロジェクト・チーム等）により、進行管理を行っていきます。

(2) 基本方針と取組状況等の公表

- ・ 基本方針については、市ホームページ等の手段を通して、公開していきます。
- ・ 各年度の取組状況についても、市ホームページや教育ガイドブック等を活用し、積極的に情報発信していきます。

(3) 基本方針等の見直し

上位計画である市総合管理計画と連動し、随時、見直しを図るほか、次のタイミングで中間的、全面的な見直しを図ることとします。

- ・ 中間見直し：全教育施設の個別管理計画の策定が完了する平成34年度
- ・ 全面見直し：現行の市総合管理計画の最終年度である平成42年度

